

日本共産党の内藤隆司です。日本共産党県議会議員団を代表して、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定を求める意見書」に反対の立場から討論をおこないます。

政府が昨年3月、国会に提出した法案は、外国人が日本で働きながら技能の習得をめざす技能実習制度を「適正化」し、拡充をはかるとしているものです。しかし、そもそも外国人技能実習制度は、技能移転と国際貢献を名目にはしていますが、その実態は低賃金、単純労働の外国人労働者の受け入れであるという根本的な矛盾を抱えています。

人手不足を解消するために本制度の拡充を求める声があるのは事実です。本県においても、建設業、水産業、農業などの産業における人手不足は深刻です。しかし、本制度の目的はあくまで技能実習であり、労働力の確保ではありません。外国人の単純労働者が受け入れは認められていないなかで、技能実習制度は単純労働者を受け入れる隠れみよになっているのが実態です。

もちろん、外国人の技能習得のために親身になって力を尽くしている企業も数多くあることは承知していますが、人権侵害ともいえるべき実態を解決できない制度上の欠陥があることは明確な事実であると言わなければなりません。国連人権理事会の専門家による訪日調査でも、技能実習制度を廃止し、雇用制度に変更すべきであると報告されています。人手不足解消のためには、外国人労働者受け入れの節度あるルールをつくる必要があります。

外国人実習生のおかれている状況は深刻です。日弁連の意見書では、時給300円程度という最低賃金以下の賃金・残業代しか支給されていない事例、賃金未払いを告発すると強制的に本国に送還されてしまう事例、受け入れ機関による旅券や預金通帳の取り上げなどの人権侵害の事例が横行していることを指摘しています。厚生労働省の立ち入り調査では、調査対象業者の受け入れ機関の実に79.6%が労働関係法に違反している事実が明らかになっています。

また、技能実習制度は、転職の自由がないことや、制度利用のための母国での借金、送り出し機関やブローカーとの間の違約金規定や補償金の存在などから、自ら救済を求めることができない構造になっており、国際社会から人身取引にあたるとの批判を受けています。アメリカ国務省は2014年の人身売買に関する年次報告書で、この制度が「劣悪な強制労働の温床になっている」と批判。アムネスティ・インターナショナル日本支部は、労働者の普遍的権利あるいは基本的人権さえも制限したシステムだと指摘しています。

この深刻な実態を解決するためには、外国人技能実習制度の廃止もしくは制度の抜本的な改善が求められています。

しかし「適正化」の名のもとに現在国会に提出されている法案は、技能実習生の人権侵害を解消できるものではなく、制度の本質的な枠組みを維持したまま、制度の拡充を図ろうとするものであり、断じて容認することはできません。

政府は今度の法案によって管理監督体制の強化を図ると強調しています。しかし、法案によって新設される外国人技能実習機構には、報告・実地検査などの権限しかありません。強制立ち入り権限を持たずに、十分な監視、監督ができないのは明らかです。

現在でも技能実習生の悩みや相談に応え、法的権利を確保するための指導をおこなうことを使命とする国際研修協力機構（JITCO、ジッコ）という組織があります。しかし、このジッコがおこなっていた巡回指導について総務省は「実習実施機関の不正行為を指摘することができていない」と行政評価をおこなっています。技能実習生を保護、救済することができる権限をもつ監督機関の確立が切実に求められています。法案には、このことは触れられていません。そればかりか、実習期間を3年から5年への延長、受け入れ人数枠の拡大、介護職をはじめとした対象職種への拡大が図られようとしています。

「適正化」とか「保護」といいながら、管理監督体制の抜本的な改革をおこなわず、制度の拡充を図るのは、人権侵害の実態をさらに深刻なものにし、国際社会からの批判を拡大する結果になることは明らかです。よって本意見書に反対するものです。議員皆様のご賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。